

平成30年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成30年9月18日 午前10時05分			議 長 田 中 政 司	
	散会	平成30年9月18日 午前10時25分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	欠
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上 大 祐	子育て支援課長	大久保 敏 郎
	副市長	池 田 英 信	市民協働推進課長	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	文化・スポーツ振興課長	小笠原 啓 介
	総務企画部長	辻 明 弘	福 祉 課 長	諸 井 和 広
	市民福祉部長	中 野 哲 也	農 林 課 長	横 田 泰 次
	産業建設部長	早 瀬 宏 範	うれしの温泉観光課長	井 上 元 昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大 島 洋二郎	うれしの茶振興課長	
	会計管理者 会計課長兼務	染 川 健 志	建設・新幹線課長	
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永 江 松 吾	環境下水道課長	太 田 長 寿
	財 政 課 長	三 根 竹 久	水 道 課 長	中 村 はるみ
	企画政策課長	池 田 幸 一	学校教育課長	
	税務収納課長	小 池 和 彦	監査委員事務局長	
	市 民 課 長		農業委員会事務局長	
健康づくり課長	山 口 貴 行	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田 中 秀 則		

平成30年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成30年9月18日（火）

本会議第6日目

午前10時 開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第90号 | 嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第91号 | 嬉野市地域コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第92号 | 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第93号 | 嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第94号 | 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第95号 | 嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第96号 | 嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第97号 | 嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第98号 | 嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第99号 | 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第100号 | 嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第101号 | 嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第102号 | 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第103号 | 嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第104号 | 嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第105号 | 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第106号 | 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第107号 | 嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第108号 | 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第109号 | 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第110号 | 嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第111号 | 嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 討論・採決 | |
| | 議案第73号 | 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）） |
| | 議案第75号 | 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 |

に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第77号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について

議案第78号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）

議案第79号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時5分 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。傍聴席の皆さん、どうも傍聴ありがとうございます。

本日は梶原睦也議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、市長から日程第1. 議案第90号 嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例についてから日程第22. 議案第111号 嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの22件が追加議案として提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第1. 議案第90号 嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例についてから日程第22. 議案第111号 嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

それでは、皆さんおはようございます。本日、定例会に追加上程をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

提出案件は、条例の一部改正22件でございます。追加する議案第90号から議案第111号までにつきましては、本市の公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例につきまして一部改正を行うものでございます。

平成28年12月に策定をいたしました嬉野市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の中で、財源確保の方針として、安定的な管理を継続して行えるように施設使用料の見直し等により財源を確保しますと明記しております。

今回の使用料改定につきましては、消費税率の改定に対応するため、基本的には全てを外税方式とする。市内同一、同種の施設の使用料は基本的に同額とするなどの基本方針に基づいて行うものでございます。

また、来年10月の消費税増税を控える中、将来にわたって施設を維持していくための応分の負担を施設等利用者をお願いをしていく必要があると考えておるところでございます。

以上、簡単ではありますが、追加議案の説明を終わらせていただきます。

全体的な概要につきましては、総務企画部長から説明をさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（田中政司君）

これで議案の提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第90号から議案第111号までについて説明を求めます。総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

おはようございます。本日、議案第90号から議案第111号までにつきまして、先日撤回をさせていただきました議案第74号 嬉野市公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてを市民の皆様にもわかりやすくするため、条例ごとに提出いたしております。

今回の使用料等の改定の理由は、合併以降、全体に及ぶ見直しができおりませんでしたので、市の全施設について4つの改定方針のもとに現状に即した料金設定を行うものでございます。

先ほど市長の提案理由の中でも一部ございましたが、今回の改定の方針といたしましては、原則、全ての施設利用料を見直す。市外利用者の割り増し額、割り増し率を増とする。来年、2019年10月に予定されている消費税率の改定に対応するため基本的に全て外税方式とする。市内同一、同種施設の使用料は基本的に同額とするというものでございます。

改定の時期につきましては、平成31年、来年4月を予定しております。

なお、周知期間を6カ月程度ということで考慮いたしまして、今議会に条例改正を行うものでございます。

それでは、今回条例の一部改正につきまして、主な内容について概要を御説明いたします。まず、これは何点かに分けて整理をいたしております。

まず1番目に、使用料の改定と、消費税を外税方式の表現に変更するものでございます。これはほとんどの条例にわたることになります。

2点目に、使用料の改定はせずに、外税方式の表現に変更するもの。これは、例えば93号、嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例、95号、嬉野市社会文化会館条例等になります。

3点目に、今回の条例改正に伴いまして一部表現を変更するもの、または削除するもの。

例えば、90号、嬉野市コミュニティーセンター条例、あと、94号、嬉野市公民館条例、これに見出しの変更をしております。これまで見出しが「使用料」とあったものを「施設使用料及び冷暖房使用料」に変更をいたしております。

また、利用の制限の部分で変更、削除をいたしている部分がございます。これは、90号、嬉野市コミュニティーセンター条例、91号、嬉野市地域コミュニティセンター条例など6本の条例改正に及びます。政治活動、宗教活動などの利用の制限の部分の表現を削除いたしております。

4点目に、市外利用者割り増し額、率を変更しておる部分があります。これも多くの条例に行き渡っております。

5点目に、新たに施設名を加えるもの。99号、「嬉野市中央体育館」ということで新たに加えております。これまで嬉野市総合体育館ということで仮称として使用してきておりますけど、最終的には検討した結果、これを「嬉野市中央体育館」ということにするものでございます。

6点目に、施設を削除するもの、廃止をするということになります。92号、嬉野市営嬉野中央駐車場でございます。これは一応3月末を予定しておりますけど、嬉野市中央体育館の駐車場等の整備を予定しております。その予定に基づいて、今回削除をいたしております。

それと、100号、五町田小学校運動場照明施設、これにつきましては、今回大幅な修繕が必要とされるという結果になりまして、これまでの実績、利用者のほとんどが利用されていないというような実態もありまして、今回施設を削除するものでございます。現在、中央公園等の利用をされていると思っております。

7点目に、使用料の納付、利用の制限などの表現に一部変更を行うもの。これは、91号、嬉野市地域コミュニティセンター条例、95号、嬉野市社会文化会館条例など、5本の条例にわたっております。全体的な使用料の見直しにより、今回、110号と111号、道路占用料及び法定外公共物使用料についても今回見直しの対象といたしております。

道路占用料につきましては、現行の使用料と佐賀県及び他市の状況を比較いたしまして、佐賀県の道路占用料に準じて見直しを行っております。

法定外公共物の使用料、これにつきましても、現行の使用料と他市の状況を比較いたしまして、県はございませんが、佐賀市、唐津市などの——唐津市の法定外公共物使用料に準じて見直しを行っております。

なお、今回の条例改正の中には指定管理の施設が含まれております。例えば、101号、嬉野市老人福祉センター、103号、嬉野市茶業研修施設、105号、嬉野市志田焼の里博物館などの施設が指定管理ということになっておりますけど、今回の他の使用料とあわせまして、この改定方針のもと、同じ考え方のもとで見直しをいたしております。

以上、簡単でございますが、追加議案の説明とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第90号から議案第111号までの22件は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第111号の22件につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、日程第23. 討論・採決を行います。

初めに、議案第73号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第2号））について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決します。

議案第73号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第73号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて（平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第2号））は可決されました。

次に、議案第75号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号について採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第75号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第76号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号について採決します。

議案第76号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第76号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第77号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号について採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第77号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第78号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号について採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第78号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）については可決されました。

次に、議案第79号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決します。

議案第79号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票

お願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第79号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）については可決されました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号について採決します。

諮問第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第3号について採決します。

諮問第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出された案件の討論、採決などの日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時25分 散会